

# 定款

一般社団法人かみのくら子どもBASE

# 一般社団法人かみのくら子どもBASE定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人かみのくら子どもBASEと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子どもの抱える問題は家庭環境だけでなく、社会の構造が原因となり発生しているという視点を持ち、すべての子どもがその可能性を最大限に発揮できる社会の実現を目指し、子どもの健全な育成、子育て世代の支援、及び地域コミュニティの活性化に貢献することを目的とし、その会員に共通する利益を図るため、次の事業を行う。

- (1)放課後児童クラブの企画及び運営
- (2)子どもに対する学習支援事業
- (3)フリースクール及びオルタナティブ教育に関する施設の運営
- (4)子どものための自然体験、文化芸術活動等の企画及び運営
- (5)不登校、ひきこもり等の困難を抱える子ども及びその保護者に対する相談支援事業
- (6)当法人の事業に関わる研修会、セミナー等の企画及び運営
- (7)地域における多世代交流の促進に関する事業
- (8)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等の除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会

の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退社したとき。
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3)1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。
- (5)総社員の同意があったとき。

## 第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 1名以上

2 理事のうち1名以上は代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配禁止)

第24条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別な利益の供与禁止)

第25条 当法人は、特定の個人又は団体に対し、資産の譲渡、貸付け、利息の支払、給与の支払、役員報酬の支払その他の財産の交付について、特別な利益を与えることができない。

(特定の者への利益還元禁止)

第25条の2 当法人は、その事業を行うに当たり、特定の個人又は団体（社員等を含む）に対して、その特定の個人又は団体にのみ利益を与えるような運営を行わない。

## 第6章 解 散

第26条 当法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 私立学校法第3条に規定する学校法人
- (3) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- (4) 更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人

2 当法人は、解散時において、その残余財産を特定の個人又は団体（社員等を含む）に帰属させる定款の定めを設けることができない。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 愛知県名古屋市緑区元徳重二丁目504番地

設立時社員 成瀬 貴之

住所 愛知県名古屋市緑区白土216番地の2

設立時社員 黒田 麻美

住所 愛知県名古屋市緑区神の倉二丁目30番地

設立時社員 辻 幸世

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 成瀬 貴之

設立時理事 黒田 麻美

設立時理事 辻 幸世

(設立時の代表理事)

第30条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 成瀬 貴之

(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人かみのくら子どもBASEを設立するため、設立時社員が本定款を作成し、これに記名押印する。

令和7年8月13日

設立時社員：成瀬 貴之

設立時社員：黒田 麻美

設立時社員：辻 幸世